

第33回あきる野市都市計画審議会議事録

日 時： 令和元年12月24日（火）

午後3時00分から

午後4時00分まで

場 所： あきる野市庁舎5階 503会議室

あきる野市都市計画審議会

第33回あきる野市都市計画審議会議事録

令和元年12月24日（火）
午後3時00分から
午後4時00分まで
あきる野市庁舎5階
503会議室

出席者 委員 町田修二委員、坂本勇委員、松村博文委員、甲野富和委員、
宮田明委員、村岡恒典委員、柳下一利委員（代理 交通課長 瀬戸紀氏）、
大木島実委員（代理 警防課長 北原広行氏）、奥秋利郎委員、
田中千代子委員、辻よし子委員、堀江武史委員、網代和夫委員

市（事務局） 清水都市整備部長、有馬都市計画課長、野口係長（計画係）、
谷内主査（計画係）、内田主事（計画係）、峯尾主事（計画係）

議事日程

1 開 会

2 再任及び変更委員のご紹介

3 議 事

諮 問

秋多都市計画生産緑地地区の変更について（あきる野市決定）

4 その他

報告事項

- ・生産緑地法改正に伴う対応状況について
- ・都市計画マスタープラン改定の進捗状況等について

5 閉会

事務局

年の瀬も押し迫り、本日は、大変お忙しいところ、第33回あきる野市都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第33回あきる野市都市計画審議会を開催いたします。本日、司会進行を務めます、都市計画課計画係長の野口と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、事務局職員の異動がございましたので、報告させていただきます。

私、都市計画課計画係長の野口でございます。

都市計画課都市計画担当主査の谷内でございます。

それでは、日程に基づき進行させていただきます。

現在、参集いただいている委員さんは13名でございます。あきる野市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立しております。

再任及び変更委員のご紹介でございます。

任期満了及び人事異動に伴いまして、委員の再任及び変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

恐れ入りますが、お名前を読み上げますので、ご起立と一言ごあいさつをいただきたいと存じます。

はじめに、あきる野市議会から任命させていただきました委員の皆様を紹介させていただきます。

奥秋利郎様。

(奥秋利郎様 挨拶)

事務局

田中千代子様。

(田中千代子様 挨拶)

事務局

辻よし子様。

(辻よし子様 挨拶)

事務局

堀江武史様。

(堀江武史様 挨拶)

事務局

なお、村野栄一様におかれましては、都合により欠席でございます。

ありがとうございました。

続きまして、東京都の職員の委員の方のご紹介になります。

東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課長の村岡恒典様。

(村岡恒典様 挨拶)

事務局

警視庁福生警察署長 柳下一利様につきましては、福生警察署交通課長 瀬戸紀様に出席いただいております。

(福生警察署長 挨拶)

事務局

東京都西多摩建設事務所長 齊藤俊之様におかれましては、都合により欠席でございます。以上、ご紹介とさせていただきます。

また、東京消防庁秋川消防署長 大木島実様につきましては、秋川消防署警防課長 北原広行様に出席いただいております。

(秋川消防署長 挨拶)

事務局

よろしくお願いたします。

続きまして、議事に入る前に、本日使用する資料の確認をさせていただきます。はじめに、先日配布させていただき、お持ちいただいた、第33回あきる野市都市計画審議会諮問資料になります。続きまして、本日、お手元に配付させていただきました、日程、委員名簿が、それぞれA4版で1枚ずつと、報告事項の資料が、「生産緑地法改正に伴う対応状況について」A4版で2枚、「都市計画マスタープラン改定の進捗状況等について」A4版で4枚、あきる野市都市計画マスタープラン改定基礎調査業務委託報告書を一冊お配りいたしております。

それでは、これより議事に入ります。議事進行につきましては、あきる野市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長になっておりますので、会長よろしくお願いたします。

会長

それでは、お手元の日程により議事を進めさせていただきます。あきる野市都市計画審議会運営要領第13条第3項では、会議録の署名について議長及び議長が指名する委員となっております。本日の署名人は、田中委員にお願いいたします。

それでは、議事に移ります。市長から諮問のあった「秋多都市計画生産緑地地区の変更」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

都市計画課計画係長

それでは、秋多都市計画生産緑地地区の変更について、お手元の諮問資料に基づきまして説明させていただきます。お手元の資料につきましては、1ページから3ページまでが計画書、4ページ以降につきましては、計画図となっております。

はじめに、資料1ページの計画書をご覧ください。

「第2 削除のみを行う位置及び区域」をご覧ください。

地区番号23から439までの9地区につきまして、地区の全部又は地区の一部を削除するもので、面積は、合計で約6,660㎡となります。削除する事由としましては、買取り申出による行為の制限解除に伴うものが8件、都市計画道路の整備によるものが1件、となっております。

次に、「第3 追加のみを行う位置及び区域」をご覧ください。地区番号393の1地区、約390㎡を指定するものです。

2ページをお開きください。新旧対照表になりますが、ただ今ご説明いたしました変更のほか、面積精査による軽微な変更を併せまして、今回、変更を行うものです。

3ページをお開きください。今回の変更によりまして、現在の379地区、面積約75.24ヘクタールを、374地区、面積約74.65ヘクタールに変更するものです。

続きまして、変更箇所の詳細につきまして、地区別に、計画図でのご説明をさせていただきます。

資料4ページをお開きください。図面中央の地区番号23になります。都市計画道路の整備により、地区の一部約70㎡の削除するもので、変更後は、約9,070㎡となります。

資料5ページをお開きください。図面中央の地区番号79になります。相続に伴う行為制限解除により、地区の全部約590㎡を削除するものです。

資料6ページをお開きください。図面中央やや下側の地区番号94になります。相続に伴う行為制限解除により、地区の全部約610㎡を削除するものです。

続きまして、ただ今ご説明いたしました地区番号94の西側の地区番号95になります。相続に伴う行為制限解除により、地区の全部約1,010㎡を削除するものです。

資料7ページをお開きください。図面中央の地区番号325になります。相続に伴う行為制限解除により、地区の全部約1,100㎡を削除するものです。

資料8ページをお開きください。図面右側中央の地区番号347になります。相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約1,350㎡を削除するもので、変更後は、約3,060㎡となります。

続きまして、図面左側中央、格子状のハッチで示しております地区番号393になります。農業者からの申出により、新たに、約390㎡を追加するもので、変更後は、約2,150㎡となります。

資料9ページをお開きください。図面右側中央の地区番号364になります。主たる農業従事者の身体の故障に伴う行為制限解除により、地区の一部約800㎡を削除するもので、

変更後は、約1, 150㎡となります。

続きまして、図面中央の地区番号377になります。相続に伴う行為制限解除により、地区の全部約740㎡を削除するものです。

資料10ページをお開きください。図面中央の地区番号439になります。相続に伴う行為制限の解除により、地区の一部約390㎡を削除するもので、変更後は、約4, 180㎡となります。変更の説明は以上となります。

ただ今、ご説明させていただきました都市計画の変更案につきましては、都市計画法第19条第3項の規定に基づく東京都との協議を行い、同法第17条第1項の規定に基づき11月15日から11月29日までの2週間、都市計画案の縦覧に供したところ意見書の提出はございませんでした。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

委員

少しだけ質問させてください。生産緑地は、主たる従事者の証明を農林課、農業委員会の方で行っていて行為制限の解除を都市計画課で行っているということで、2つの課にまたがって実施されている制度で市民からするとなかなかわかりづらい面があります。これは要望になるんですけども、今回の生産緑地解除になったところがどういう農地だったのか知るのに、農業委員会の主たる従事者の証明をするときの委員会の議事録を読むとなんとなくわかるんですね。今回、議事録が上がったのがすごく遅くて今日の午後だったものですから、どういう所か駆け足で見てゆっくり見れなかったのがすごく残念でした。その辺市の方でうまく連携をとって、これに間に合わせるようにしていただきたいんですけどもいかがでしょうか。

都市計画課長

今回の生産緑地地区の変更に係る生産緑地地区の概況というか、これまでの状況とかそういうものを事前に、審議会の前に事前資料としてご提供を考えなきゃいけないか、もしかすると当日なのかといったところなんですけれども、委員さんこれは、今こういう形で書面と計画図でご説明申し上げたんですけども、例えば写真を撮ったり、パワーポイントとかで現状を私どもがご説明すればよろしいのか、それとも事前に変更関係の計画資料とは別に参考資料としてご用意するのがよろしいのか、その辺を逆にお聞かせいただいて検討させていただきたいです。

委員

その辺は、私ひとりの意見でかなり事務的にも大変になりますので、そこまでするかどうかが皆様のご意見もあって、そういう総意があればしていただければありがたいとは思いますが、私が先程申し上げたのは、せめて農業委員会の議事録がもうちょっと早くできあがっているといいなということです。

あと、農業委員会の議事録は、場所が特定できないようにちょっと工夫してあるんですかね、個人とかが特定できないようにしてあるので、想像しながら読むということで、その辺も聞きに行ったときには、ここはいつの農業委員会にかかっている案件です、とかそこら辺の連携をしてほしいです。あんまり事務方に負担を掛けてもいけないので、私が要望したのはその程度のことです。

都市計画課長

ありがとうございます。1回農業委員会の議事録を確認させていただいて、都市計画の変更に係る資料としてどうあるべきかということを検討させていただければと思います。

会長

委員、今のはご要望、ご意見として賜るということによろしいですか。

委員

はい。

会長

それでは事務局、その点を踏まえてよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。委員どうぞ。

委員

それと関わることなんですけれども、駆け足で議事録を読んだなかで、生産緑地が主たる従事者が亡くなられてその後ご家族の方が一応生産緑地として続けていらっしゃって、しばらく経ってから今回解除、そういう案件もありますよね。議事録読む限りは、その期間が生産緑地として使われていたケースと主たる従事者が亡くなられた後に厳しい状況で放置されていると言ってしまう方が悪いですけど、そういうのもあつたりします。その辺はご家族の方の大変さもありますのでそこを責めるという意味ではなくて、今後市として生産緑地というのが300㎡に基準も変わって有効利用というか、どう活用していくのかという風になったときにその辺の整理もしないといけないのかなという感想を持ったんですけれども、そのあたり何かご意見あればお願いします。

都市計画課長

まず今委員からご指摘のある主たる農業従事者がお亡くなりになられた後、相続人の方々がどうしようかということで、すぐに解決をしていくという生産緑地もあれば、ご家族の方がとりあえず先祖代々引き継がれた土地ということもあってできるだけ努力して残そうという方もいらっしゃいます。それでもやはり、サラリーマンであつたりとか核家族化が進んだりというところで、限界があり厳しいということである程度時間が経ったところで買取り申出が出ている事例もございます。また、その間なかなか肥培管理が、というところも実際あるなかで、現状といたしますと、農林課と私たち都市計画課、課税課の担当職員が年間何度か肥培管理がされているかパトロールを実施しているなかで、そういった状況があつたとき

には個々個別には農家の方、ご家族の方とご相談させていただきながらというところで、実情を知りながら、現状回復であるとか適切な肥培管理の指導を行っているところでございます。

ただ、委員さんがおっしゃられていたように、なかなかそこでも肥培管理ができないところも正直ございます。そこは農地法なり、農業者という状況のほかにも色んな外部的な要因があったりということで、事情を十分聞きながらですね、対応させていただいたということかと思えます。

生産緑地法の改正ということもあるなかで、やはり今後生産緑地を適切に保全や活用をしていくというスタンス、方向に改正されているというなかで考えますと、今言った相続といったところで、これまでは農業者の方々が農地を守ることが主体であったわけですが、今後生産緑地法の改正のなかでは、生産緑地だけは貸せるという状況もある制度ですから、多様な担い手が生産緑地を保全していくという考え方もあるかと思えます。こういったところは、農業委員会並びに農業サイドの方また、農業関係者の皆様と色々と調整しながら生産緑地の保全活用に努めてまいりたいと思えます。ほかにも色々あるでしょうけれども、一つは、都市緑地というようなあり方のなかで、当然私たち都市計画としても将来的には考えなければいけないと思えますけれども、今現状とすると都市農地をどうやって保全したり活用したりということを今回の法改正をうまく使っていくなかで検討していきたいと思えます。以上でございます。

委員

私は、市街地にある農地というのは肥培管理をされている方だけの責任ではなくて、その恩恵にあずかっているのは私たち市民でもあって、市民としてもありがたいなと思いつつながら生産緑地というのを見ていますので、生産緑地法が変わったなかで、肥培管理が難しくなってきたけれども農地を守ってくださっている方たちを何か支援するような政策を市の方でも出していただいて、市民も何か協力できることがあれば協力して、農地というのは、共有の財産でもあるというぐらいの思いを育てていきたいと思えます。生産緑地という形で都市計画に入っているのは、そういう意味でもあると思えますので、ぜひ今後一緒に模索していけたらいいなと思っております。

会長

ご意見ということで受け止めていきたいと思えます。

ほかにかがでしょうか。

ほかにご意見無いようなので、議事案件につきましてお諮りいたしたいと思えます。

本案につきまして、ご異議なしの方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会長

それでは、本案に対して異議がないものと認めます。

私の方から、後ほど「秋多都市計画生産緑地地区の変更」について、原案のとおり異議の

ない旨を市長に答申いたしますのでよろしくお願いいたします。

議事につきましては、以上で終了いたします。

続きまして、事務局からの報告事項に移ります。

はじめに、生産緑地法の改正に伴う対応状況についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の方から説明をさせていただきます。

生産緑地法の改正に伴う対応状況について、私の方から2点ほど報告させていただきます。まず、あきる野市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について、報告させていただきます。A4の縦の資料をご覧ください。これまでの経過でございますが、平成29年12月開催の第30回あきる野市都市計画審議会におきまして、生産緑地法の改正内容についてご説明をさせていただいております。生産緑地地区の指定面積要件につきまして、現在の500㎡から、市が条例を定めることにより300㎡から500㎡までの間で定めることが可能となりました。当市においては、農業振興地域を主とした市街化調整区域を中心とした農業政策が展開されておりまして、市街化区域内にある都市農地、生産緑地を保全活用することにつきまして、なかなか検討が進んでいない状況でございました。しかしながら、国において都市農地を宅地化すべきものからあるべきものへと方針が転換されたことや秋川農業協同組合、農業委員会からも面積要件の引下げについて要望をいただいたということもございまして、市では検討を行うために生産緑地所有者へアンケート調査を行いました。アンケートの対象につきましては、300㎡以上500㎡未満の生産緑地所有者172名にアンケートを送付し、109名約63.9%の回答を得ることができました。結果につきましては、この資料のグラフをご覧くださいと思いますが、今後農地としての土地利用や面積要件が欠如した場合の営農希望について、50%を超えたということや面積要件の引下げ希望については、「希望する」が54%、「どちらでもよい」が28%、合わせて8割を超えるという結果が出ております。この結果と併せまして、生産緑地地区の貸借を可能とした都市農地貸借円滑化法が制定されていることもありまして、面積要件を引き下げることにより都市農地の保全活用を推進できると判断いたしまして、条例案を策定することと致しました。資料裏面になりますが、その後条例案につきまして、パブリックコメントを令和元年9月15日から10月4日まで3週間実施し、2名の方から3件のご意見を頂きました。意見の内容につきましては、条例制定への賛成意見が2件、公園・緑地化の推進要望について1件ございました。条例案につきましては、12月議会に上程させていただきまして、先日の19日に議決を頂きました。また、先日23日に公布いたしまして、施行日は令和2年1月1日となります。また、この条例制定に併せまして、あきる野市生産緑地地区指定要綱も改正させていただきまして、指定できる面積規模を300㎡に引き下げるとともに、農地転用の届出がなされた農地や買取り申出があり生産緑地地区の削除があった農地について、その後状況の変化によりまして、現に農業の用に供されることになっていること、また将来的にも営農が見込まれる場合において生産緑地地区の再指定を可能とすることと致しました。こちらについても条例に併せ、年明けの1月1日の施行と致します。今後、農業委員会や秋川農業協同組合など関

係団体を通じて農業者へ周知し、追加指定を推進して参りたいと考えております。

以上、あきる野市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について、ご報告させていただきました。

続けて、A4横のカラー刷りの「特定生産緑地の指定手続きについて」資料をご覧くださいければと思います。こちらにつきましては、まず1番の背景と2番の法改正の部分でございますが、生産緑地地区につきましては、指定から30年を経過するといつでも買取り申出が可能となります。当市では、旧秋川市の区域が平成4年11月に指定をしましたので、令和4年に指定から30年を迎えることとなります。ニュースなどでも2022年問題ということも言われておまして、急激な宅地化が懸念されることから国において生産緑地法の一部改正を行い、現在の生産緑地地区の買取り申出期限を10年延長する、特定生産緑地制度を導入いたしました。

3番の市の対応方針としまして、指定から30年を迎える生産緑地のうち今後も良好な営農環境の継続が見込まれる農地を対象に、特定生産への移行を進めたいと考えております。4番の対象となる生産緑地地区でございますが、旧秋川市の生産緑地地区208件、453筆、297,592㎡の生産緑地地区を想定しております。また、特定生産制度へ移行しないと生産緑地地区であっても宅地並みの課税を賦課することになりますので、特に相続税の納税猶予制度の適用を受けている生産緑地地区につきましては、必ず特定生産緑地へ移行していただきますよう働きかけをしっかりとしていきたいと考えております。

続いて5番の庁内連携でございますが、指定の進めるとは当たっては、都市計画課だけではなかなか事務を進めることは難しいと考えておまして、農業委員会も含め農林課と課税課と連携を図ってまいりたいと思います。また、6番のJAとの連携についてでございますが、秋川農業協同組合に特定生産緑地の指定手続きの協力を要請させていただきました。説明会の開催や生産緑地を所有する組合員への移行勧奨についてご賛同していただきましたので、庁内の2課と併せて連携をさせていただきます。指定手続きについては、指定事務マニュアルなどを制定し、裏面のスケジュールに基づいて進めたいと考えております。

裏面のスケジュールをご覧くださいと思います。年が明けましたら、生産緑地所有者へ指定から30年を経過する日について周知をする通知を送付いたします。その後、申請書類や説明会案内を送付し、3月下旬を目処に説明会を行いまして、令和2年4月より申請の受付を開始したいと考えております。なお、この特定生産緑地制度でございますが、都市計画法による法定手続を不要となっておりますが、都市計画審議会において意見を聴取することとなっておりますので、今後皆様にまたお諮りすることがあると思いますのでよろしくお願いたします。都市計画審議会において意見聴取した後、告示を行いまして一連の手続が完了ということになります。30年を経過する日が令和4年1月1日になりますので、現時点での想定では、令和2年度と令和3年度の2か年で事務手続が完了できればと考えております。説明事項は以上になります。

会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの生産緑地に関する案件につきまして、ご質問ございましたらお願いいたします。

委員

今のご説明の理解が間違っていなければ、特定生産緑地の指定の対象になるであろうという想定件数が208件ですよね。それを2年間で特定生産緑地に指定するということですかね。そうすると、1回の都計審で100件くらいずつかかってくるという理解でいいのでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりなんですけど、全てが移行するというのは考えられないと正直思います。4番にある件数のうち納税猶予対象農地ということで、65件、140筆の約100,000㎡については移行してもらわないと、納税猶予制度が終生ということで規制が掛かっているのに課税が上がってしまうもったいないということになりますので、この140筆につきましては、義務ではないですけど指定してもらうように市の方でしたいと思っております。それ以外の残りの農地につきましては、逆に今まで30年間耕作されてきたということもありますので、市の考え方としましては、もちろん都市農地の保全活用ということで面積引き下げ等やってきましたので極力特定生産緑地制度に移行してもらいたいですけど、年齢ですとか家族、後継者がいるかどうかということもありますので、全てが移行するのはなかなか難しい状況です。ほかのいくつかの市で指定手続を行っていて、市街化調整区域がないようなところの農地はだいぶ移行が進んでいるとは聞いておりますが、それでも半分行くか行かないかぐらいということもございますので、現段階では申し訳ないんですけど想像が付かない状況です。もちろん全部くれば、今おっしゃられたとおりになりますが、そこまで来ないだろうとは考えております。

委員

今の関連なんですけれども、他市の状況で300㎡に変わったことによって、対象のこれだけの数が年間にどれくらいというのはわからないですか。対応されているような例というのは。

事務局

300㎡の引き下げたことについてということによろしいですかね。

当市が一番最後に条例制定をして300㎡に引き下げたと。特定生産緑地の制度と若干ずれはあると思うんですけども、他市についてはこの300㎡引下げについてはもちろん追加指定ということでやられているという話は聞いておりますし、当市で行っている要綱の改正等々も同じような形でやられています。特定生産緑地について、ほかの市では2か年又は3か年で、早いところは今年度から3か年でやられているところもあります。

委員

令和4年までということなんです。

事務局

すいません、少し補足をさせていただきたいと思います。

まず、300 m²の引下げの関係なんですけれども、今生産緑地地区に指定している方のなかで、300 m²以上 500 m²未満の方々にアンケートを今年とったんですけれども、そういった方々のなかで今後追加指定の希望があるかないかアンケートをとっております。そういったところから見ますと、300 m²に引き下げたときに14件の方が追加指定を希望すると回答していますので、この辺が1つのボーダーラインとして300 m²引下げに伴う追加指定という需要が出てくると考えております。

特定生産緑地につきましては、早いところは今年度から特定生産緑地への移行というのを進めております。先程担当係長から説明があったように、令和4年11月が当市にとって申出基準日、最後になります。今年度からできなくなりましたけれども、ただこの特定生産緑地への移行が単純に制度だけのものではないという風に私ども認識しておりまして、やはり相続税の関係であるとか様々税法上の話というのを十分理解して、この先皆様どうされるかってことも十分勉強していただきながらということで、昨年からJAさんにご協力いただき、特定生産緑地のあり方とか税のあり方というのは、JAの各支店へ農家の方にお集まりいただき、説明会を実施していただいたりということで、少しずつ市街化区域内農地の制度の改正というのをひとつひとつ一番身近なところから説明させていただいて、そういったところからこの特定生産緑地、先程申し上げたように納税猶予制度の話もございまして、今後相続税のあり方もございまして。そういったことを十分勘案しながら移行ということを考えていただきたいということで、熟度を重ね来年度から2回に分けて進めてまいりたいと思います。あとこの複数年をかけていく1つの理由といたしますと、特定生産緑地に移行する際に、権利者の方の同意が必要になってきます。ちょうど手続をしている間に、相続が発生したりしていて権利がなかなか確定しないと移行できないということもありますので、そういったことを加味しながら2か年。最悪、令和4年度は原則行わないとしておりますが、そういう可能性がありますので、救済措置として、場合によってはあり得るということです。先程言った、委員さんからもありましたけれども、これ全部やるんですか、といったときに、なるべくなら私たち事務局と致しますと令和2年度に移行できる方は移行していただくということを進めていきながら、色んな実情があるなかで令和3年度まで引き延ばして、今年度から準備を進めていきたいと考えております。以上です。

委員

わかりました。農業従事者の方への説明のときに、都市農地貸借円滑化法についても話されていて、ただ具体的にあきる野市としてそれを使ってこんなこと考えてます、とかそこまでは言える状況ではないですよ。だから自分の農地が円滑化法を使えるのか判断が難しいかなと思うんですけれども、その辺どうなんですかね。

事務局

もちろん貸したいという所有者の方と逆に借りたい方のマッチングという話になってくるとは思います。農業委員会の方では、調整区域の方で農地の利用集積ということで同じような貸借の制度を進めております。これにつきましても市の農業委員会の事務局の方で、職員が農地所有者と担い手の方とマッチングさせたりしています。都市農地の貸借の方でできるかというのはもちろん課題になっていくと思うんですけれども、ひとつはそういった方法も

あるのではないかと考えておりますので、今後農業委員会と調整していければ、ある程度都市農地貸借円滑化法も活用できるのではないかと考えております。

会長

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、生産緑地法の改正に伴う対応状況についての報告事項につきましては以上で終了とさせていただきます。

続きまして、都市計画マスタープラン改定における進捗状況等の報告をお願いいたします。

事務局

それでは、あきる野市都市計画マスタープランの改定につきまして、進捗状況などを中心にご報告させていただきます。昨年度の都市計画審議会において改定スケジュール等についてご説明させていただきましたが、新たに委員になられた方もいらっしゃるため、改めてご説明いたします。都市計画マスタープランは、市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、法定計画となります。また、この計画は、市の総合計画や東京都の広域都市計画と整合を図る計画であります。現在の「あきる野市都市計画マスタープラン」につきましては、令和2年度（平成32年度）までの計画期間となっており、昨年度から改定作業を進めております。お手元に昨年度実施いたしました、基礎調査の報告書をお配りさせていただいておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

本日お配りいたしましたA4横の資料、1ページ目、「都市計画マスタープラン策定について（検討体制等）」をご覧ください。資料の左側、検討体制につきましては、都市計画マスタープランの改定にあたり、あきる野市都市計画マスタープラン策定検討部会を設置し、将来都市像、全体まちづくり方針及び地域別まちづくり方針の検討を行います。都市計画マスタープランの改定に当たっては、有識者等による検討委員会ではなく、各分野に精通した各部署の課長級以下の職員により検討部会を構成し、検討を進め、また、検討内容については、経営会議及び都市計画審議会に適宜付議し、疑問点等のフィードバックを行い、策定作業を進めてまいります。

はじめに、「庁内検討体制」における、部会での検討事項についてご説明いたします。資料2ページ目、「都市計画マスタープラン策定について（策定検討部会）」をご覧ください。策定検討部会につきましては、今年度2回実施しており、まちづくりの主要課題、全国的なまちづくりの動向、活かすべき資源や関連計画などを踏まえ、まちづくりの理念や将来像などについて事務局案をお示したところでございます。内容における詳細につきましては、説明は割愛させていただきますので、後ほど、資料をご覧ください。

資料1ページ目にお戻り下さい。続きまして、資料左側、「市民参加」についての取り組み状況についてご説明いたします。昨年度、市民アンケート調査について、市民の都市づくりに対する意向を把握し、都市計画マスタープラン改定の内容に反映することを目的として、実施いたしました。アンケートにつきましては、2,000通を送付し、837通の回答がございました。なお、ホームページ上においてもアンケート調査を実施し、4通の回答をいただいております。主な意向についてご説明いたします。市のまちづくりについて、今後重要と思う取り組みについては、「健康福祉のまちづくり」、「公共交通が便利なまちづくり」、「安全・安心なまちづくり」、「自然環境に配慮したまちづくり」との意向が多くございました。

また、まちづくりの参画意向については、9割を超える人がまちづくりに関心があるとの回答をいただいております。

また、今年度につきましては、まちづくり懇談会（ワークショップ）を実施しております。資料3ページ目、「都市計画マスタープラン策定について（まちづくり懇談会）」をご覧ください。まちづくり懇談会につきましては、今後約20年を見据えた都市の未来像、地域のまちづくり方針を市民とともに考える機会として、ワークショップ形式による懇談会を開催しているところでございます。開催方法といたしましては、市内を6地域に区分し、各地域合同で1回、各地域ごとに1回の実施をいたします。なお、各地域合同の懇談会につきましては、令和元年10月26日に市役所にて開催をし、26名の方にご参加をいただいております。地域別懇談会につきましては、令和2年1月18日、1月25日、2月1日に各地域の会場で実施の予定でございます。合同懇談会において、意見の多かった内容について主な意見を資料右下にまとめております。未来のまちに引き継ぎたい魅力やまちづくりで重要な視点などとして多く上がった意見は、自然、交流、観光、次世代、住みやすさ・暮らしやすさ、情報発信、利便性などのキーワードが多く出ていました。合同懇談会で出たご意見等も踏まえ、次回の地域別懇談会では、地域の魅力、地域の課題、将来像の実現に向けて地域でできることや実現化方策などについて議論をしていただく予定でございます。

最後に、資料4ページ目、「都市計画マスタープラン策定について（ロードマップ）」をご覧ください。今年度末を目途にとりまとめを行う骨子案の内容につきましては、委員の皆様にご審議していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。令和2年度以降のスケジュールにつきましては、骨子案に基づき、改定に向けて具体的に調整をいたします。報告は以上となります。ありがとうございました。

会長

事務局の説明が終わりました。それでは、ただいまの報告事項について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

私の方から要望というか意見なんですけれども、都市計画マスタープランというのはそれ自体だけで存在している訳ではなくて、市の総合計画と密接に関わりがあります。市の総合計画というのは、市のまちづくりの方向を示していて、各分野を網羅的に扱っていると考えていいと思うんですね。そちらと市の検討体制のなかで、十分な情報連携を取っていると思うんですけれども、ぜひマスタープランの進捗状況を総合計画の方にフィードバックするような取組というか、情報提供をしていただいて、総合計画で受け止めるべきところは受け止めていただいて、ほかの福祉計画であったり住宅計画であったり、行政計画があると思うんですけれども、そういうものとも連携を取っていただきたい。場合によっては、ロードマップが多少延びることがあったとしてもやむを得ないことだと思います。2年も3年も延びるのはナンセンスなのでもちろん常識があると思いますけれども、ぜひ他の行政計画、それから総合計画との整合というのに十分留意していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局

貴重なご意見ありがとうございました。これから成熟した都市づくりを進めていくという

なかでは、特に福祉であったり環境であったり、様々なところでの連携が必要不可欠であると思っております。また、それをどういう形で実現化するかというのも、当然都市計画だけでは成し得ないと思っておりますので、会長様のご意見を十分踏まえて、ほかの計画も改定で並行して作業進めている状況もございますけれども、十分連携を取りながら進めてまいりたいと思います。

委員

今の会長からのお話をなるほどなと思いながら聞いておりました。一方で、ワークショップの方私も傍聴させていただいたんですけれども、想像以上に参加者の方から活発な意見が出てました。このまちづくり懇談会での意見は、都市計画マスタープランに市民意見として反映という風にして書いてあるんですけれども、結構色々具体的な案が出たりとかしてたので、どう反映されていくのかなというのがなかなか見えにくいところなんですけれども、その辺何かお考えがあれば教えてください。

事務局

現状といたしますと、今年度は市民の皆様とワークショップをしているというところで、市民の皆さんは素直にどういうまちが理想なのか、人によって言葉的にも変わりますけど具体的なことを色々おっしゃっていただいています。意見は色々なところに拡散されていて、これをどうやって都市計画マスタープランのなかに収束させていくかというところになるんですけれども、都市計画マスタープランというのは市が定める都市計画の基本的な方針ということになりますので、市の都市計画の基本的な方針に市民の意見をどうやってダイレクトに反映させるべきなのかといったところは、これからの大きな検討課題だと思います。それと、正直言うと成熟した都市への移行というのは非常に不安なところもございまして、どこまで先が見られるのかというのは、なかなか厳しい現実が突き刺さるかもしれない。これまでは、右肩上がりにずっと計画を作っていくものだったので、それをどういう風に咀嚼していけばいいか、コントロールするのかなと悩んでいるところもございまして。そういった意味では、基本的な方針以外の市民の意見をどうやって反映しようかなといったときに、1つ項目を作ってもいいんじゃないかと私担当自身としては考えております。可変的なまちづくりということも今後進めていかなければいけない1つのテーマと考えておりますので、そういった市民からの意見というのを反映してもいいのかなと思っております。なるべく都市計画の基本的な方針としてフィードバックして、なかなかフィードバックできない部分については、何かしら可変的、将来的なまちづくりに反映させていくために市民の声としてどこかに蓄えておくというようなことも考えていきたいところでございます。

会長

委員、これはやっぱり工夫が必要になってくるんです。都市計画マスタープランというのは、まちの将来像をある意味では示すことになるわけです。その将来像について、できるだけ具体化はしたいけれども、具体化できない部分もあるわけですね。そういったところで、きめ細かな対応ができるかどうかというところに市の工夫が生かされてくると思います。立

地適正化計画などに乗れるようであれば、そういうのを採用していくのも1つの考え方かなと思います。可變的と課長が言いましたけど、できるだけそのときそのときの市民の方の要望をきめ細かくくみ取れるような仕組みができると素晴らしい都市計画マスタープランになると思うんですね。その辺をイメージしていただいて検討を進めていただきたいと思います。色んな意見をできるだけ吸い上げたいと市、事務局でも思っているはずなので、工夫に期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

なかなか難しいところだと改めて思いました。あともうひとつ難しいなと思ったのは、こないだのワークショップを見ていて、もしかしたら私がそちらの方が好きだからかどうか分かりませんが、あきる野市の自然を大事にしたいとか、豊かな自然を生活のなかに活かしていきたいとか、子育てに活かしていきたいとか、結構そういう意見が多くあったように私は受け取ったんです。それが今後のまちづくりに対する考え方、価値観が今までと少し変わってきているという風に判断するのか、まあ参加している方は20何人で限られてますので、市民の総意とは言えない部分もあるし、都市計画の今後を見通していく上で一つの曲がり角に来ていると見るのか見ないのか、その辺の判断がなかなか難しいなと思いました。なので、その辺も今後どうされるのか非常に興味を持って見ておりますので、よろしく願いいたします。

会長

ただいまのはご意見ということでよろしいですか。

都市計画マスタープラン改定について、ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、都市計画マスタープラン改定における進捗状況等の報告についての質疑は以上といたします。

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しいたします。

事務局

町田会長、議事の進行をいただきありがとうございました。委員の皆様におかれましては、慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。